

令和3年8月4日

一般社団法人茨城県建設業協会
会長 石 津 健 光 殿

茨城県警察本部
交通部交通総務課長
小 森 正 彦
(公 印 省 略)

飲酒運転の防止に向けた事業者への周知について（依頼）

貴団体におかれましては、平素から警察行政各般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

今般、飲酒運転の防止に関連した自動車の使用者の義務や安全運転管理者が行う業務に関して、添付の依頼文のとおり警察庁及び国土交通省から周知がまいりました。

つきましては、業務において自動車を使用する際の飲酒運転の根絶に向け、添付の資料を踏まえ、貴団体傘下の事業者やその関係する事業者に対し、幅広く周知を行い、安全運転管理者の選任を始めとする義務の遵守の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 「飲酒運転の防止に向けた建設業関連事業者団体等への周知について（依頼）」（令和3年7月26日付け事務連絡）
- 道路交通法に定める飲酒運転防止に関する使用者の義務一覧
- 安全運転管理者の制度概要
- 都道府県警察窓口
- 自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル「トラック事業者編」（抜粋）
- ドライブレコーダーの活用に関する広報資料